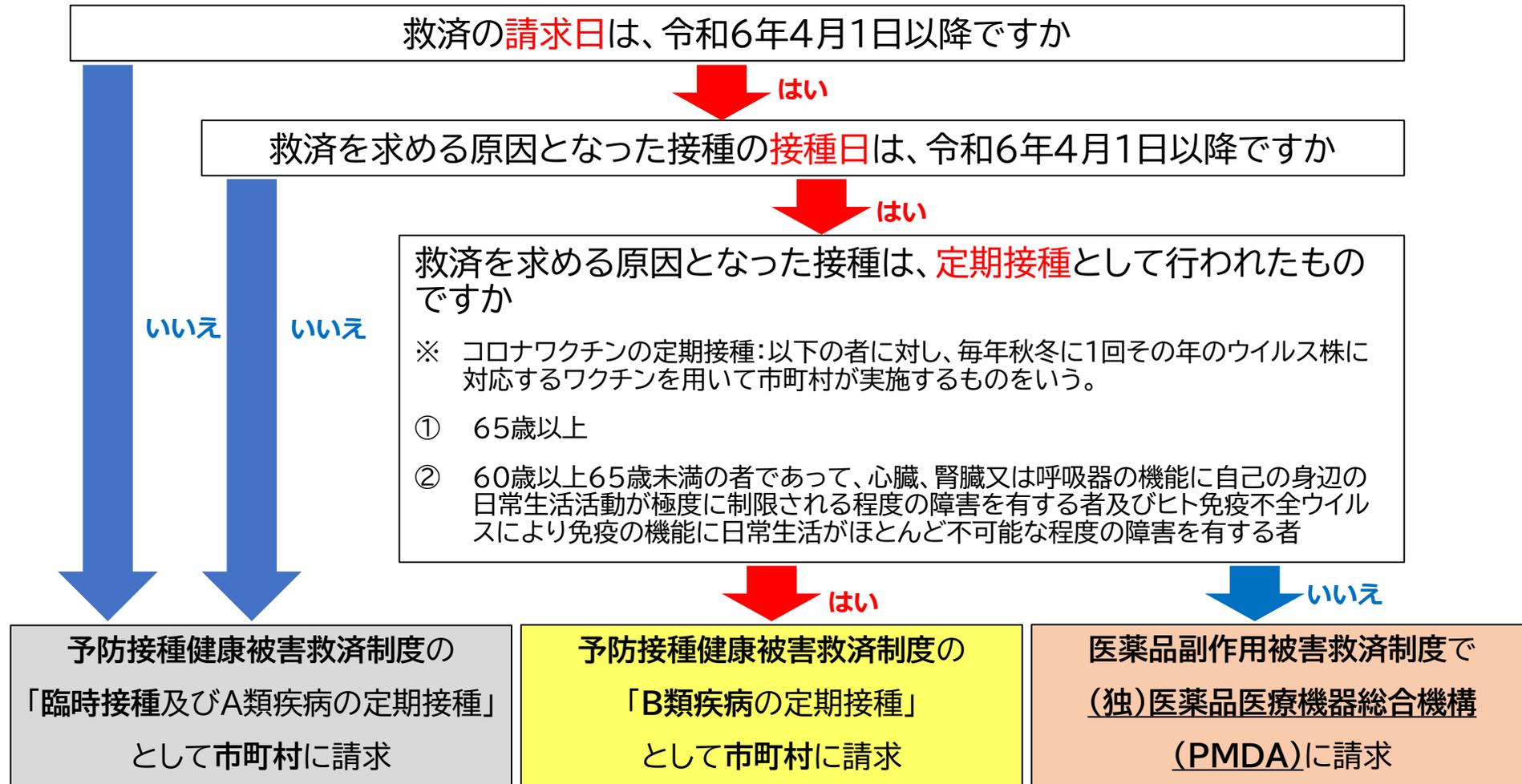


令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要です。



問合せ ● 予防接種健康被害救済制度
埼玉県比企郡嵐山町健康いきいき課 ☎0493(59)6911

● 医薬品副作用被害救済制度
(独)医薬品医療機器総合機構 ☎0120(149)931